(b)　商用の渡航を容易にすることを促進する重要性を認めること。

(c)　国の競争法令並びに競争に関する国の政策及び執行活動の透明性が有する価値を認め、公にアクセス可能な単一の窓口に統合されている自国の公式ウェブサイトのリンクを通じて自国の国の競争法令並びに競争に関する国の政策及び執行活動に関する自国の公開情報を維持し、及び更新するよう努めること。

(d)　国際的な貿易及び投資における贈収賄及び腐敗行為を除去する決意を確認すること。英国は、公的部門及び民間部門の双方における健全性を構築する必要があること並びに各部門がこの点について補完的な責任を有することを認めつつ、二千三年十月三十一日にニューヨークで作成された腐敗の防止に関する国際連合条約に基づく約束、特に同条約第七条（公的部門）、第八条（公務員の行動規範）及び第十二条（民間部門）の規定に基づく約束を確認し、並びに二千十七年一月二十六日に採択された公的清廉性に関する経済協力開発機構理事会勧告及び二千二十一年十一月二十六日に採択された国際商取引における外国公務員に対する贈賄の更なる防止のための経済協力開発機構理事会勧告の附属書Ⅱ（内部の統制、倫理及びコンプライアンスに関する良い慣行の指針）に対する支持を確認する。

第三節　英国の表（注）

注　この節に定める英国の表の規定の適用上、「この協定が英国について効力を生ずる日」とは、この議定書の効力発生の日であって、英国がＣＰＴＰＰに加入し、ＣＰＴＰＰの締約国となる日をいう。

第十八条　英国の表

この議定書に附属する英国の表（英国の表としてＣＰＴＰＰの不可分の一部となる。）は、次のとおりとする。

(a)　この議定書の附属書二―Ｄ（英国の関税率表）は、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄ（関税に係る約束）の英国の表の規定を定めるものである。

(b)　この議定書の附属書十二―Ａ（ビジネス関係者の一時的な入国に関する英国の約束表）は、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書十二―Ａの英国の表の規定を定めるものである。

(c)　この議定書の附属書十五―Ａ（英国の表）は、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書十五―Ａの英国の表の規定を定めるものである。

(d)　この議定書の附属書Ⅰ（英国の表）は、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書Ⅰの英国の表の規定を定めるものである。

(e)　この議定書の附属書Ⅱ（英国の表）は、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書Ⅱの英国の表の規定を定めるものである。

(f)　この議定書の附属書Ⅲ（英国の表）は、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書Ⅲの英国の表の規定を定めるものである。

第四節　最終規定

第十九条　英国による受諾

この議定書は、この議定書の署名の日の後十二箇月間（この期間は、委員会の決定により延長することができる。）、英国がＣＰＴＰＰへの英国の加入のための条件を定めるこの議定書を受け入れることを示すＣＰＴＰＰへの加入書を寄託者に寄託することによる英国の受諾のために開放しておく。

第二十条　ＣＰＴＰＰの締約国による通報

ＣＰＴＰＰの各締約国は、この議定書の効力発生のための自国の関係する国内法上の手続を完了したときは、書面により寄託者に通報する。

第二十一条　効力発生

1　この議定書は、次の(a)又は(b)に掲げる日のいずれか遅い日の後六十日で効力を生ずる。

(a)　英国がＣＰＴＰＰへの英国の加入のための条件を定めるこの議定書を受け入れることを示すＣＰＴＰＰへの加入書を寄託者に寄託した日

(b)　ＣＰＴＰＰの全ての締約国がこの議定書の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日

2　この議定書は、この議定書の署名の日から十五箇月の期間内に1の規定に従って効力を生じない場合には、次の(a)又は(b)に掲げる日のいずれか遅い日の後六十日で英国及び次の(b)に規定するＣＰＴＰＰの締約国について効力を生ずる。ただし、この議定書は、この議定書の署名の日から十五箇月の期間内に次の(a)及び(b)に掲げる日がいずれも到来する場合には、当該期間の満了後六十日で英国及び次の(b)に規定するＣＰＴＰＰの締約国について効力を生ずる。

(a)　英国がＣＰＴＰＰへの英国の加入のための条件を定めるこの議定書を受け入れることを示すＣＰＴＰＰへの加入書を寄託者に寄託した日

(b)　少なくとも六のＣＰＴＰＰの締約国がこの議定書の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日

3　この議定書は、この議定書に署名したＣＰＴＰＰの締約国であって、2の規定に従ってこの議定書の効力発生の日にこの議定書が自国について効力を生じていないものについては、当該締約国がこの議定書の効力発生のための自国の関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で当該締約国について効力を生ずる。

第二十二条　寄託者

1　この議定書の英語、スペイン語及びフランス語の原本は、寄託者であるニュージーランドに寄託する。

2　寄託者は、ＣＰＴＰＰの各締約国及び英国に対し、この議定書の原本の認証謄本及びこの議定書の改正の認証謄本を速やかに提供する。

3　寄託者は、ＣＰＴＰＰの各締約国及び英国に対し、次のものについて速やかに通報し、並びにその日付及び写しを提供する。

(a)　第十九条（英国による受諾）の規定に基づく加入書の寄託

(b)　第二十条（ＣＰＴＰＰの締約国による通報）の規定に基づく通報